

労働保険適用徴収業務の 業務・システム最適化事業

平成22年8月

労働基準局労働保険徴収課(美濃課長) [主担当]

労働基準局総務課(前田課長) [予算関連]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

施策大目標1 電子政府推進計画を推進すること

施策中目標1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること。

施策小目標2 全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること。

2. 事業概要

(1) 実施主体

国、都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所である。

(2) 概要

労働保険適用徴収業務は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(労働保険徴収法)に基づく、労働保険(労働者災害補償保険及び雇用保険の総称)の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関する業務である。

労働保険適用徴収業務においては、労働保険料の申告や納付等の事務に係る大量のデータを処理しており、特に毎年6月1日から7月10日までを労働保険料の概算・確定保険料の申告期間(年度更新期間)としていることから、この期間に毎年約160万件の申告書が提出されている。

労働保険適用徴収業務の円滑な運営の支援を行うのが労働保険適用徴収システムであり、本事業を実施することにより、下記1から6に示すとおり業務処理の集中化、業務処理の合理化、国民サービスの向上、及びシステム運用業務の効率化等を図るものである。

下記1から6の概要については、労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0331-5.html>)を参照すること。

1. 労働・社会保険関係手続のワンストップ化

労働保険適用徴収関係手続について、事業設立や廃止等の同一契機に行う手続を中心に、これまで都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所で受け付けていた届出等をいずれか一カ所で受け付けることを可能とするワンストップ化を図り、事業主等の利便性の向上を図る。

2. 都道府県を越える所在地変更時における届出等の簡素化

都道府県を越える事業場所在地の変更時に、移転元及び移転先の都道府県労働局等で必要であった確定保険料の申告等の手続を不要とし、移転先の都道府県労働局等への手続のみで可能とすることにより、事業主等の申告書作成に係る作業量の軽減及び複数窓口への提出作業等の削減を図る。

3. 申告書等の書類管理のシステム化

年度更新申告書等をスキャナ等で電子画像化し、受付状況と併せてシステムで管理することで、検索を容易にし、事業主等からの問い合わせ対応等に係わる業務の合理化及び未申告事業場の管理の効率化を図る。

4. 問い合わせ対応業務等の外部委託化

従来、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所等において行っていた事業主等からの問い合わせや帳票提供依頼への対応について、外部委託により運営を行う。

5. 電子申請システムの見直しによる事業主等の電子申請時の負担の軽減等による電子申請の利用促進

府省共通業務・システムである「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務」の最適化計画に沿って整備されるe-Gov（電子政府の総合窓口）に電子申請の窓口機能を統合し、電子申請の利用者の端末の多様化（多様なオペレーティングシステムが利用可能となる）、Web化（プログラムのダウンロード等が不要となる）、仕様の公開（事業主や労働保険事務組合等が利用している各種データを活用して電子申請を行うことが可能となる）及び電子申請の操作の共通化等を実現することにより、事業主等の電子申請に係る負担が軽減される。

また、申請書等の作成および提出代行を行う社会保険労務士からの年度更新申告について、事業主の電子署名を不要とする方式を活用することにより、社会保険労務士の電子申請の利用促進を図る。

6. メインフレームのオープン化

再構築によりメインフレームをオープン化（個々の業者の独自技術によって開発されてきた従来のシステムに対して、広く公開された規格や仕様に従った汎用性のあるシステムを構築すること。）することにより、運用コスト及び調達コストの削減を図る。

(3) 事業計画期間

平成18年度 ～ 平成24年度

(4) 予算執行の弾力化措置

国庫債務負担行為 ・ 繰越明許費 ・ 目間流用の弾力化 ・ 目の大括り化

3. 評価と反映の方向性

(1) 総合的な評価（主に有効性及び効率性の観点から）

削減経費及び削減業務処理時間について、平成21年度においては、最適化の効果は発現しない。オンライン申請について、利用促進策を推進した結果、目標値の達成には至らなかったものの、利用率が前年度に比べ向上した。

(2) 予算執行の弾力化措置により得られた効果等

国庫債務負担行為により、平成18年度～平成21年度の4年間の一括契約により、同一開発業者による継続的な開発が可能となり、単年度で開発業者が変更される場合と比較してシステム設計・開発に係る確認期間が省略でき、契約に係る事務の簡素化が図られた。

(3) その他（上記の他、公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

1. 平成20年度の最適化計画以降、PMO（最適化計画に係る省全体管理組織）、PJMO（各部局において策定している、業務・システム最適化計画ごとに設置される個別管理組織）、設計・開発事業者の三者による定例の報告会を毎月実施し、最適化計画を着実に実施している。
2. 最適化実施に係る他システムとの連携事項について、関係部局と検討を重ね、報告書等を取りまとめている。今後、この方針に沿って、関係部局と連携し着実に取り組む必要がある。
3. 最適化計画改定後の新たなスケジュールに沿って、一般競争入札によるハードウェア等の調達を実施したことや、運用・保守の調達について、一般競争による分離調達手続を行った。
4. オンライン利用促進については、電子申請体験コーナーの試行的実施など、周知・広報等の取組の結果、目標達成には至っていないことから、周知・広報等の方法の再検討も含め、利用率の向上へ向けて取り組んでいく必要がある。

(4) 政策等への反映の方向性

1. 平成23年度予算については、所要の予算を要求する。
2. オンライン申請の利用促進については、平成22年1月に、電子申請の窓口機能を総務省の電子政府総合窓口（e-Gov）に統合した。
平成22年度において電子申請の体験コーナーを全国の労働局に設置した。今後、体験コーナーの実施結果を踏まえた更なる対策を検討する。

4. 特記事項

電子政府構築計画（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。
平成16年6月14日一部改定）

II IT化に対応した業務改革

1 業務・システムの最適化

（2）個別府省業務・システム

「個別府省業務・システムについて」（2004年（平成16年）2月10日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議報告）に掲げる個別府省業務・システムについては、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。なお、個別府省業務・システムについては、業務・システムの分析状況等を踏まえつつ、各府省において、適宜、追加等の見直しを行う。

特に、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、当該システムを保有する府省において、次の事項を踏まえつつ、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、各府省ごとの「レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）」に基づき、引き続き必要な見直しを行う。

- ① 刷新可能性調査を通じ、
 - ・汎用パッケージソフトウェアの利用
 - ・オープンシステム化
 - ・ハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化（分離調達）
 - ・随意契約から競争入札への移行
 - ・データ通信サービス契約の見直し
 - ・国庫債務負担行為の活用の可能性について検討する。
- ② システムの構成、調達方式等の見直し及び徹底した業務改革により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。システムに係る費用については、システム開発費用、保守等の維持運用費用に加え、通信費、施設利用費など当該システムの開発、運用期間を通じて必要となる費用全体を踏まえて検討するものとする。
- ③ 他府省の事例や国内外の先行事例、成功事例を収集・分析し、システムの効果的な見直しを図る。
- ④ 関係する政府内、民間、諸外国のシステムとの相互運用性を確保する。
- ⑤ システムの刷新による投資対効果を明らかにする。